

社会資本総合整備計画『滋賀県内における災害に強い 住まい・まちづくり（防災・安全）』の事後評価

●副委員長

指定避難路について、指定された道路は近隣府県への移動についても考慮して指定された道路なのか、それとも県内の移動だけを考慮して指定された道路なのか？

●建築課

県内の移動について考えられた道路である。

●副委員長

広域的な道路（近隣府県への移動を考慮した道路）は別に指定されているのか？

●建築課

耐震改修促進計画では指定避難路は、都道府県計画に市町の区域を超える避難に要する避難路について定めることになっており、近隣府県への移動を考慮した道路は指定していない。

●委員

耐震性のない住宅が約 22,000 戸減ったとあるが、これは工事実数なのか？滋賀県の住宅戸数は平成 28 年度で 52 万戸が令和 7 年でも 52 万戸であり、あまり変わらない。滋賀県の住宅着工件数を調べたら、1 年で約 1 万件弱となっており、つまりスクラップアンドビルドにより、戸数は変わっていないが内容が変わっている。そういった影響はこの評価の中で反映されているのか？

●建築課

反映された数値であり、大きく影響してくる。新築や、除却、空き家も耐震化の数値に影響する。

●委員

個人の住宅に対して、自己負担もあるなか、耐震改修をお願いされており、大変苦勞されている。そのような中、目標達成に向けた将来的な見込みはどのように考えているのか？

●建築課

資料の 24 ページにある折れ線グラフについて、赤の点線グラフが自然推計値を表している。これが、施策効果により 87.5%まで上昇している。目標を達成するためには、さらに

普及啓発を実施する必要があると考え、多数の方への普及啓発だけでなく、耐震性のない住宅の所有者に対し、ピンポイントでの普及啓発をしていくことや、補助制度についても市町と見直しについて検討していきながら進めていきたい。

●委員

指標について、住宅の耐震化と避難路沿道建築物の耐震化だけが指標になっているが、住宅・建築物全体の耐震化率は出していないのか？

●建築課

耐震改修促進計画の中では、これら以外にも多数の者が利用する建築物等、建築物の類型ごとに耐震化率の目標値を設定し、耐震化率の推計値を把握している。

●委員

住宅も「住まい」という意味で、寝ているときに地震があったときを考えると、耐震化は重要であるが、不特定多数の方が利用する建築物である公共建築物や、民間の公共的建築物の耐震化率の方がより重要ではないかと考える。そういった指標は出さないのか？

インパクトという意味では、建築物の中では公共建築物、その次に不特定多数の方が利用する公共的建築物の耐震率を上げることが一番大事で、個人の住宅よりも、補助してでも耐震化することが大事ではないか？

●建築課

多数の者が利用する建築物については、現状約90%が耐震化している。そのため、今後重点的に耐震化に向けた取組を進めていく必要がある住宅と避難路沿道建築物に限定している。

●委員

公共建築物、公共的建築物については、ほぼ大丈夫ということでしょうか？

●建築課

そのとおりである。引き続き取組を進めるが、耐震化は進んでいくと考えるので、目標については重点的に取り組むべきものについて設定している。

●委員長

今回の計画の中では、住宅だけでなく大型の建物、公共建築物も対象として入っているが、指標としては、住宅を指標にしたということか？

●**建築課**

そのとおりである。

●**委員**

予算について、耐震改修をしたい人に対して、融資や一部を補助するようになっているのか？

●**建築課**

耐震改修工事費の一部を補助する制度である。

●**委員**

何割くらい補助してもらえるのか？

●**建築課**

市町によって上限額に違いがあるが、23%程度である。

●**委員**

3/4は自己負担ということか？

●**建築課**

そのとおりである。

(以上)